

新クレジット制度の在り方について(取りまとめ)(案)についてのパブリックコメント募集結果

平成24年8月

(計26団体・個人)

該当箇所		意見内容	コメントに対する考え方
1	1. はじめに	<p>国内クレジットがCSR活動やカーボンオフセットの取り組みに活用される一方で、オフセット・クレジットであるJ-VERの活用が伸び悩んでいたことを認識すべきでは無かったですでしょうか。</p> <p>・理由 制度統合における理由に少なからず入っていると考えられたため。</p>	<p>取りまとめ案2ページにありますように、両クレジットの償却件数は、大きく伸びているところであり、J-VER単独でも、毎年着実に無効化(活用)が行われております。一方で、さらにカーボン・オフセットの取組の認知度・理解度を高め、需要を活性化させる必要があることは認識しているところであり、取りまとめ案3ページにその旨追記いたしました。御指摘も踏まえ、引き続き需要の活性化に努めてまいります。</p>
2	2. 2013年度以降のクレジット制度についての基本的な視点	<p>カーボンオフセットの取り組みの累計が増加していることは事実ですが、その伸び率は2008年以降激減していることは認識されていると思います。クレジットの活用が着実な広がりを見せたことに絞った表現となっておりますが、文書後半に述べられているような、活用における障害が理由となり、実際のクレジット活用が進んでこなかった点は言及されるべきではないでしょうか。</p> <p>・理由 現行制度による問題点をよりはっきりさせたいので新制度の在り方を検討すべきであると考えています。</p>	<p>取りまとめ案2ページにありますように、毎年着実にCSR活動やカーボン・オフセットを目的とした国内クレジットやJ-VERの無効化(活用)が行われているところです。一方で、さらにカーボン・オフセットの取組の認知度・理解度を高め、需要を活性化させる必要があることは認識しているところであり、取りまとめ案3ページにその旨追記いたしました。御指摘も踏まえ、クレジット購入に係る手続を負担の少ないものにする等により、クレジットの需要拡大に努めてまいります。</p>
3	3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価	<p>カーボン・オフセットに関するロゴマークを作りたいと思います。</p> <p>・理由 きちんと国の制度に基づいたオフセットであるようにオフセット者が使用できる専用のマークを作製して頂きたいと思います。企業はイベントであればポスター、商品であればシール、CSRであれば会社案内などに入れられるロゴ(マーク)を希望されます。</p>	<p>環境省において、基準を満たしたカーボン・オフセットの取組を認証し、「カーボンオフセットラベル」を付与する認証制度を実施しています。ラベルは、認証を取得した商品や会社案内に使用していただいております。</p>
4	3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価	<p>オフセット手続きに対する補助をお願いしたいと思います。</p> <p>・理由 1トンから購入できるCO2の価格からすると、手続きや書類作成の手間あるいは代行料が大きいため、それらに対する補助がないとなかなか普及しないと思います。</p>	<p>環境省において、カーボン・オフセット認証取得に係る費用を補助するカーボン・オフセット認証取得支援事業を行っております。今後とも適切な支援を行ってまいります。</p>
5	3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価 (1)国内クレジット制度及びJ-VER制度の全体評価	<p>企業や個人に対してカーボンオフセットの話しをして、説明をする前から理解していた人に会ったことがないほど、ほとんど浸透していないのではと感じるのが現場の感覚です。</p> <p>・理由 普及啓発、広報にもっと力を入れて頂きたい。誰でも使えるわかりやすいパンフやガイドブック、事例集を作りたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、新制度の普及啓発、広報に努めてまいります。</p>
6	3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価	<p>「プログラム型排出削減事業の仕組み等により、家庭用部門の取組も促すものへと発展した」と取りまとめ(案)にある通り、新しい制度でもプログラム型の制度も是非設けて頂きたい。一般市民も参加する事により、国民のCO2削減意識も高まるものと考えられる。</p>	<p>プログラム型の排出削減事業の仕組みにつきましては、新制度においても引き続き継続する予定です。</p>
7	3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価	<p>中小企業が創出できるレベル(量)のクレジットでは、資料作成の手間と費用が大きく、またCO2の価格が安いと思います。</p> <p>・理由 中小企業については、国等が何らかの補助をしなければ、この制度は成り立たないと思います。</p>	<p>クレジットの創出に係る支援策は、制度の普及にとって重要だと考えております。具体的な支援の在り方については今後検討を進めてまいります。</p>

該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
8 3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価 p7	<p>自主行動計画の参加に関わらず国内クレジットに参加できるようにして頂きたいと思います。</p> <p>・理由 本人（企業）が自主行動計画に参加しているか否かを把握していない場合が多く、何の意識もせず何もしていない企業が自動的に参加してしまっています。国内クレジット制度によるクレジット創出をできるようにして頂きたいと思います。</p>	「5. (1) 制度の対象者」で言及しておりますとおり、新制度においては、対象者に制限を設けず、自主行動計画（低炭素社会実行計画）の参加者であっても、クレジットの創出を可能とする予定です。ただし、ダブルカウントを防止する観点から、クレジットの活用先には制限を設けることを検討してまいります。
9 3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価 (2) アンケート及びヒアリング結果 p8	<p>従来の国内クレジット制度と同様に、補助事業の実施を要望する。</p> <p>・理由 企業にとって、排出削減対策の設備導入等に掛かる費用や、排出削減事業、第三者審査に係る費用および労力は大きな負担となることから、新クレジット制度においても、現行の国内クレジット制度で活用されているソフト支援事業や第三者審査費用の補助、設備導入時の補助金制度等、クレジットの利用を促進する制度が不可欠である。</p>	クレジットの創出に係る支援策は、制度の普及にとって重要だと考えております。具体的な支援の在り方については今後検討を進めてまいります。
10 3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価 (2) アンケート及びヒアリング結果 p8	<p>・これまでの国内クレジットと同様、ソフト支援事業が継続されることを望みます。</p>	クレジットの創出に係る支援策は、制度の普及にとって重要だと考えております。具体的な支援の在り方については今後検討を進めてまいります。
11 3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価 (3) アンケート及びヒアリング結果の整理 p8	<p>アンケート及びヒアリングの結果から、クレジットの需要があるとしており、また、マッチングを促進することが重要であるとされている。</p> <p>需要があるとするならば、どこにその需要があり、その具体的な数量（潜在的ニーズにおける必要数量）をもって示すべき。また、その需要が既存制度で発行されているクレジット量を少なくとも超えており、今後もクレジット発行が必要な状態であることを示すべき。</p> <p>・理由 無効化・償却されたクレジット量はJ-VERでいえば1割にも満たない状況において、需要があるとは到底思えない。 今回行ったアンケートでは観念的な回答しか得られない内容であったにもかかわらず、需要があるとの位置づけは拙速であると思われるため。</p>	クレジットの需要については、アンケート及びヒアリングの結果に基づいて言及したのではなく「2. 2013年度以降のクレジット制度についての基本的な視点」のとおり、経団連の低炭素社会実行計画の策定・推進や我が国におけるCSR活動、カーボン・オフセット等の取組の拡大といった背景から言及したものです。なお、アンケート及びヒアリングの結果を踏まえ、新制度においては、クレジットの需要拡大を図ることが重要であるとしております。
12 3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価 (3) アンケート及びヒアリング結果の整理 p8	<p>J-VERの持続可能な森林経営促進型での認定は変更計画申請書提出が必要となりやすく、認証費用がかかりましになりやすいため、変更計画提出について基準緩和をお願いしたい。</p> <p>・理由 持続可能な森林経営促進型での認定を受けている団体の場合、申請時と実行時で伐採箇所の変更をする場合が間伐促進型と比較して多く、変更計画申請書の提出が必要となる場合がほとんどである。また、結果的に再妥当性確認が必要になる可能性もあり、費用がかかりましになりやすい。持続可能な森林経営促進型については、計画の変更が少ないと考えられる間伐促進型より費用的に不利になりやすいと言えるため、変更計画申請有無の基準について緩和を望む。 また、変更申請が必要となった場合でも、伐採・造林箇所の変更のみで計画エリア自体の変更がない場合は、基本的にモニタリング調査に進むこととするべき。</p>	現行のJ-VER制度では、原則として、計画内容や排出削減・吸収量に変更のあった場合に計画変更を求めておりますが、取りまとめ案においても手続の簡素化が必要である旨言及されており、具体的な方策については今後検討してまいります。
13 3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価 (3) アンケート及びヒアリング結果の整理 p8	<p>J-VERの再妥当性確認の場合の提出資料を減らして欲しい。たとえば、変更箇所のみ提出として欲しい。</p> <p>・理由 登録時に提出したものを全て修正し提出しなければならない今の制度は、負担が大きすぎるため。</p>	クレジット創出に係る手続をできるだけ負担の少ないものとする必要があると認識しており、具体的な手続については、御意見も踏まえ、検討してまいります。

該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
14 3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価 (3) アンケート及びヒアリング結果の整理	P8 J-VERのモニタリング調査にかかる費用を下げるため、簡素化をお願いしたい。 モニタリング調査は現地調査となっているが、間伐前後の現地写真や、施業計画の実行届け、もしくは公共の補助事業を証明する書類などを利用することで、現地確認を省略して書類審査のみとし、審査費用を低減できないか。 ・理由 審査の費用が高く、販売に苦戦している現状では新規発行に二の足を踏まざるを得ないため。	クレジット創出に係る手順をできるだけ負担の少ないものとする必要があると認識しており、具体的な手順については、御意見も踏まえ、検討してまいります。
15 3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価 (3) アンケート及びヒアリング結果の整理	P8 J-VERクレジット発行をしない年度についての手続をマニュアルに記載して欲しい。 ・理由 クレジット販売不振により、費用負担、在庫などを考慮すると、計画期間中だがクレジット発行を実施しないという場合があるため。その場合、施業計画の実行届けのみを提出することとなっているため、マニュアルへの記載をお願いしたい。	J-VER制度では、森林管理プロジェクトでは、クレジットの発行いかに関わらず、森林の持続性を確認するため、2022年度まで毎年、森林計画制度における書類を御提出いただいているところですが、わかりにくい点もあるかと思われるため、御意見を踏まえ、新制度でのマニュアル等の策定の仕方を工夫してまいります。
16 3. 現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価 (3) アンケート及びヒアリング結果の整理	P8 P4～(2) アンケート・ヒアリング結果について ・J-VER制度におけるプロジェクト実施者の参加決定理由が実際にメリットとして得られていないという結果は制度の存続を揺るがす状況であると思えます。その内容について言及すべきではないでしょうか。 ・理由 現行制度による問題点をよりはっきりさせたうえで新制度の在り方を検討すべきであると考えため	クレジットの売却に至っていない事業が多いこともあり、クレジットの売却収益をメリットとして答えた者は3割程度にとどまっておりますが、J-VERの無効化(活用)は毎年着実に進められているところですが、一方で、さらにカーボン・オフセットの取組の認知度・理解度を高め、需要を活性化させる必要があることは認識しているところであり、取りまとめ案3ページにその旨追記いたしました。御指摘も踏まえ、引き続き需要の活性化に努めてまいります。
17 4. 国内クレジット制度とJ-VER制度の統合に向けて (2) 新制度の理念	P8 そもそも、この制度は「市場」メカニズムであろうか？市場を活用しようとしているのであろうか？それとも、形を変えた補助金制度なのであろうか？ ・理由 該当箇所である「理念」は言うにおよばず、報告書全体に「市場」という言葉は、ほとんど見当たらない。市場を活用するという根本的な考えがあるなら、そちらをある程度重視した制度設計が必要であろう。一方で、形を変えた補助金制度であるなら、まわりくどいクレジットという形を使わなくとも、はるかに有効で効率的な補助金の使い方がある。この根本的な点を明確にすべきである(BOCMIにおいても同じ問題提起ができる)。	クレジット制度は、クレジットを介して資金が市場で還流することで、国内における温室効果ガスの削減・吸収を推進する事を目的とした制度です。新制度においては、手続きの利便性向上やマッチングの促進等によって取引費用の低減を図り、取引の厚みが増すような制度となるよう、検討をすすめてまいります。
18 4. 国内クレジット制度とJ-VER制度の統合に向けて (2) 新制度の理念①	P9 事業承認申請時点より以前に実施された排出削減事業について、国内クレジット制度、J-VER制度とも、事業承認を行なってきものと存じます。 中小企業等においては、このことは周知のこととなっており、結果、多くの当該事業が承認申請行い、両制度承認済事業の一定比率を占め、両制度の普及の一助になったものと推察いたします。 従前制度(国内クレジット制度・J-VER制度)の継続性を確保し、多様な主体の参加が担保できるよう、新制度においても、この取り組み(事業承認申請時点より以前に実施された排出削減事業の事業承認)が実施されることは、新制度以降時の混乱を避けることにもなるものと存じます。 ・理由 新制度移行時の制度の普及促進(両制度の優れている点の維持継続)、および、わかりやすさ(時間軸での対象者が新旧不変)の確保 両制度利用者と新制度利用者間の不公平排除	ご指摘の点に関しましては、現行制度との継続性や追加性の考え方との整合性等を踏まえつつ、検討を進めてまいります。 なお、御指摘を踏まえ、取りまとめ案の5.(5)の④として、「承認前に開始されたプロジェクトについて」を追加いたします。

該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
<p>19 4. 国内クレジット制度とJ-VER制度の統合に向けて (2) 新制度の理念②</p> <p>p9</p>	<p>① j-VER制度のように明確な基準を持ち国内クレジットのような設備投資前提ではなく二酸化炭素削減の範囲も燃焼時における削減理論だけでなくバイオマス原料由来生産物の利用も範囲に加えるべきである。</p> <p>② にまたバイオマス由来燃料の範囲についてもただ燃えれば良いのではなくその後燃焼物残渣の安全性が担保されなければ何の意味もなく二酸化炭素が削減されても有害物質が発生すのでは環境汚染の危険性があるためである。</p> <p>・理由</p> <p>① 経済活動には広範囲な消費行動があり、今議論の対象は工場での生産活動や流通販売活動で発生するおもにボイラーや車の燃料での燃焼時の二酸化炭素がその根拠になっているがそれらの工場や店舗で利用されている備品や原料物について明確な使用基準やグリーン購入制度とのリンケージが無く不十分である。例えば上記で使用する洗剤などを石油由来合成洗剤から動植物由来の石けんに切り替えた場合は現在では何の二酸化炭素削減にはカウントされないが両社は使用目的は同じであるがその成分の自然界での生分解における二酸化炭素は明確にことなり前者は石油由来なので温室効果ガスとなり後者はバイオマス由来のため温室効果ガスにカウントされないのである。</p> <p>② 燃料の燃焼時の安全性についてだが、石油由来の原料については大気汚染防止法やその他法整備が進んできたがバイオマス由来の近年の利用については技術水準が進んで今まで利用されない物も燃料として利用例が進み一部で国内クレジットとして認証されているがこれは極めて危険であり燃焼時の排気ガスや燃焼後のススについては法整備が不十分であるため二酸化炭素の削減になったとしても容易にその検証もしないで認定、認証するべきでないと思う。例えばバイオマスである廃食油を直接又は他の鉱物廃油と混合してその廃食油の部分国内クレジットとして認証している例があるがこれは極めて危険きわまりない行為で燃焼時のダイオキシン類の発生が懸念されるがその部分の分析が不十分であり今後の環境汚染が心配される例である。バオディーゼル燃料については国の基準が適応されているが前者の混合燃料、廃食油単独については何の基準もなく利用されて認証されているは何の理由によるものか理解に苦しむところである。</p>	<p>御意見①につきましては、現在、対象となっていない取組でも、温室効果ガスの排出削減・吸収について科学的に証明され、かつ排出削減・吸収量の計測が可能であれば、新クレジット制度においても方法論の拡充が図られていくものと考えております。</p> <p>御意見②につきましては、J-VER制度におきまして、バイオディーゼル燃料に関して、大気汚染防止法に基づき、排出基準の遵守、ばい煙量等の測定等関連法令を遵守するものと定められております。新制度においては、御指摘の点も踏まえつつ、制度の設計を進めてまいります。</p>
<p>20 4. 国内クレジット制度とJ-VER制度の統合に向けて (2) 新制度の理念①</p> <p>P9</p>	<p>J-VERについて、主伐でクレジットをマイナスとしないほしい。</p> <p>・理由</p> <p>主伐時に排出量がマイナスとなるため、J-VER制度対象森林が主伐適期になっていても、主伐施業が実施しにくい。林業的視点から考えると、主伐-再造林という選択肢がなくなってしまうため、J-VER取得のリスクは大きく、制度認定について二の足を踏む要因となっている。また、全国の山林は主伐期を迎えており、制度拡大を考えた場合、現状に合致していないと考える。</p>	<p>持続可能な森林経営促進型プロジェクトは、計画的に適切な森林施業が行われている森林のCO2吸収を評価するものです。このため、国際ルールに沿って、当該森林の成長に伴う吸収量だけでなく、伐採に伴う排出量についても算定の対象としているところです。国際的に評価される制度を目指すためにもこれまでと同様の取り扱いとする必要があると考えています。</p>
<p>21 4. 国内クレジット制度とJ-VER制度の統合に向けて (2) 新制度の理念</p> <p>p9</p>	<p>⑤として、「クレジットの需要を喚起することを目指す」という内容を加える。</p> <p>・理由</p> <p>アンケートの結果に示されている通り「・・・(クレジットの)売却に至っていない事業が多い・・・」(4ページ、第3パラグラフ、6行目)であり、国内クレジット・J-VERともに、十分に普及しない原因はクレジットの需要が少ないことであると考えます。したがって、「・・・クレジットの需要を喚起する措置を積極的に講じていくことが重要である・・・」(22ページ、第5パラグラフ、9行目～)という視点が不可欠である。</p>	<p>クレジットの安定的な供給の確保と需要の活性化が必要であるということ踏まえ、新制度の設計に当たっての理念を①から④まで定めたものです。</p>
<p>22 4. 国内クレジット制度とJ-VER制度の統合に向けて (2) 新制度の理念</p> <p>p10</p>	<p>実測定を簡易にして頂きたいと思えます。</p> <p>・理由</p> <p>設備更新をした際にそれぞれの設備の消費エネルギー量(電気使用量など)を測定(測定器の購入)することは、CO2 価格を考えるとできないと思えます。方法論によって手間が大きく異なると思えます。たとえば、工場自体を立て替えた場合や新設した場合など、工場全体を一纏めにして考えられないでしょうか。また、設備の機種名(型番)や稼働条件などを記載すれば自動的にCO2 量が計算されるようなシステムがあれば、各企業が自ら申請でき、承認・認証をする側も省力できると思えます。</p>	<p>御指摘の点に関しましては、制度の信頼性と利便性のバランスを重視しながら、負担の少ない簡便なプロセスの検討を進めてまいります。</p>

該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
23 4. 国内クレジット制度とJ-VER制度の統合に向けて (2) 新制度の理念③、④	P10 地域活性化につながるかどうかは、プロジェクトに取り組んだ事業者側の問題であり、しかも、クレジットが売れなければ成り立たないことである。また、国際的に評価される必要性はどこにあるのか。第二約束期間に不参加の立場を取った我が国は、国際的な制度枠組みづくりに貢献して評価されるはずである。これらは「理念」というよりは、「将来像」や「効果」という内容ではないか。 ・理由 制度そのもののことと、制度を活用して出てくる効果が混在して記載されており、「理念」として何を言いたいかわからない。	「4. (2)新制度の理念」は、制度として目指すべき方向性について記載したものです。 ③については、例えば現行の都道府県J-VERのような地域の取組やクレジットの地産地消を後押しすることで、クレジット制度を地域活性化につながるようなものとしていくことを目指す、という理念についてまとめたものです。 ④については、将来の国際的な展開を見据えて、制度の信頼性を確保するとともに利便性の向上に努め、海外における取組において参考とされるような制度となることを目指すという理念についてまとめたものです。
24 4. 国内クレジット制度とJ-VER制度の統合に向けて (2) 新制度の理念④	P10 通常は、市場メカニズムは、ボランティアであったとしても、VCSやGold Standardのように、国際的な広がりをもった制度としてデザインしていこうとする。それがベストであるとは思わないが、「国際的信頼性」を標榜するのであったなら、閉鎖的なものであっては困る。何らかの「オープン性」が必要であろう。この点を、新しいクレジット制度では、どのように考えるのか、明確にしておくべきと考える。 ・理由 すくなくとも、スタンスは明確にしておくべきであろう。	取りまとめ案においても「海外への情報発信にも努める必要がある」と言及しているところであり、御意見も踏まえ、今後具体的な方策について検討してまいります。
25 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (1) 制度の対象者	P11 いろいろな制度がありわかりづらいと思います。 ・理由 たとえばグリーン・リンケージ倶楽部について。設置した施工業者も導入した家庭も理解しないまま加入しています。後にプログラム型で国内クレジットに参加となった場合に、説明を受けて初めて理解する(退会→新規加入)ということが多く、関係者へ制度が浸透、周知されていないと感じます。	新制度においては、関連する制度・施策等について事業者が混乱することのないよう、積極的に周知を図ってまいります。
26 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (1) 制度の対象者	P11 地方公共団体等がクレジットを取得する場合と民間企業が取得する場合には、何かハンデキャップをつけて欲しい。(特に森林吸収源クレジットにおいて、民間企業に対するインセンティブ等が欲しい。) ・理由 J-VERの森林吸収源クレジットにおいて、今後、公共団体等のクレジットが増加して、オフセット市場で販売競争が激しくなった場合、そのクレジットの取得に費やす資金を考慮すると、民間企業の不利は否めないと考えられ、ひいては民間山林所有者によるクレジット取得意欲が大幅に低下するだけでなく、別の制度(フォレストストック等)への乗換え可能性も考えられる。	クレジットの創出全般に係る支援策は、制度の普及にとって重要だ必要と考えております。具体的な支援の在り方については今後検討してまいります。
27 5. 新制度の構築に当たっての基本的な考え方 (1) 制度の対象者 (6) 地方公共団体との関係	P11 P20 地方公共団体の創出するクレジットは、低炭素社会実行計画に活用できない措置を講ずるべきである。 ・理由 自主行動計画を持つ民間事業者と同じように、地方公共団体は目達計画に組み込まれ、率先した取り組みを求められている。したがって、低炭素社会実行計画参加者が創出するクレジットが低炭素社会実行計画に活用できないのと同様に、地方公共団体の創出するクレジットも低炭素社会実行計画に活用できないとの扱いにあわせるべきである。	低炭素社会実行計画参加者の創出するクレジットは、ダブルカウント防止の観点から同計画には活用できないこととしております。他方、目標達成計画に記載されている取組の効果については、取りまとめ案の「5. (3) ②2) 政府の目標達成計画上の削減効果の計上」に記載しているとおり、それぞれの効果を足し上げて評価をしていないことからダブルカウントは生じておりません。したがって、目標達成計画において率先した取組が求められていても、地方公共団体が創出するクレジットについては、低炭素社会実行計画に活用することとしても問題ないものと考えております。
28 5. 新制度の構築に当たっての基本的な考え方 (2) 共同実施者	P12 投機的な売買が生じないように講ずるべきである。 ・理由 国内クレジット制度が共同実施者の存在を要件としたのは、投機目的の仲介事業者が介入することを防止することも目的の一つであった。一方、取引の円滑化のために、プロジェクト実施時に購入者を確保しておくかどうかを、各プロジェクト事業者の判断に任せることは問題ないとする。このため、仲介事業者の取引状況を確認していくことにより、投機的な売買が生じないように講ずるべきである。	御指摘の点に留意しつつ、制度の設計を検討してまいります。

該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
29 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (2) 共同実施者	<p>プロジェクト事業者への要件とする必要はないと思います。協働事業者になることへのインセンティブを設けることで、よりクレジットの活用が進むのではとは考えます。</p> <p>・理由 クレジットの活用先が決まっているに越したことは無いと考えるため</p>	<p>新制度においては、あらかじめ買い手を決めておくか否かは事業者の判断に任せることとしております。ただし、御指摘のとおり、購入インセンティブの生まれる方策や活用先の拡大等、クレジットが活発に活用されるよう、環境を整備していくことが重要と考えております。</p>
30 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (3) ①MRV（排出削減量等の算定・報告・検証）手法について	<p>MRV手法のレベルを上げることは、個人（プログラム型）や事業者にとって過大な時間やコストがかかり制度に対する参加のハードルを高めることになると考えられるため、MRVの必要性は過度に高めないで頂きたい。</p>	<p>新制度の理念②にありますように、MRV手法については、信頼性と事業者の利便性のバランスを重視しながら、具体的な方法を検討してまいります。</p>
31 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (3) ①MRV（排出削減量等の算定・報告・検証）手法について	<p>ISO14065の認定を要件とすることについては、信頼性確保という観点から理解するところであるが、JABからの認定にかかるコストは、かなり大きく、市場規模を考慮した上で、認定にかかる費用を現在提示の4分の1程度に見直すなど、認定にかかる費用においても経過措置を講ずるべきである。また、認定申請中というステータスは、認定に向けて、費用を支払う必要性が生じるものであり、検証機関が力量・能力を保有することを証明するための組織の体制整備に、現状では懸念が大きく生じている。</p> <p>組織が力量、能力を有していることを、高額な費用をかけて証明しなければならないというのが、現案となっている。</p> <p>・理由 JABが現在提示している認定費用は、ISOのMS認定の費用とほとんど変わらない費用構成、価格設定となっている。一方、市場規模を考えると、GHG検証の市場は、MS認証の市場規模と比較すると、比べ物にならないほど小さい。事業収入の将来性も不安定な中で、現在の価格設定は民間企業の事業収支を考慮されておらず、検証機関の適切なサービスを提供するためには、検証費用の大幅なコストアップを招く。 (認定時に約700万円、以後年間約250万円、3年毎に600万円)</p>	<p>取りまとめ案において、「ISO14065の認定取得には、一定の期間や経費がかかることを踏まえ、認定申請中の審査機関も認めるなどの経過措置等を講じるべきである」としてはありますが、具体的な手続や方法については、御指摘の点も踏まえつつ今後検討してまいります。</p>
32 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (3) ①MRV（排出削減量等の算定・報告・検証）手法について	<p>MRV（排出削減量等の算定・報告・検証）手法に関しては、信頼性の高さだけでなく、発生するコストも考慮し、信頼性とコストとのバランスがとれたものとなるように検討するべきである。</p> <p>・理由 過度に厳格なMRVは排出削減事業者の負担コスト増加につながる可能性が高く、特に中小規模の排出削減プロジェクトの経済性に与える影響は大きい。 新クレジット制度が、特に国内の中小規模の排出削減取組を促すものであることを考慮すれば、MRVは合理的な範囲で簡素化し、必要とされるコストを抑えることが求められる。</p>	<p>新制度の理念②にありますように、MRV手法については、信頼性と事業者の利便性のバランスを重視しながら、具体的な方法を検討してまいります。</p>
33 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (3) ②ダブルカウントについて	<p>改正省エネルギー法の報告書と一緒に温対法に伴う報告で実際にクレジット化された分を追加せずに報告してダブルカウントされる可能性が高いと考えられます。具体的に取扱方法について曖昧なところがあると見受けられます。また、国内取引制度では共同実施者が経団連に所属している大企業と中小企業が連携し実施しており市場での取引きとなっていない。この部分をシステム化する事により取引き価格を変動させる事により更なるインセンティブ性を上げるべきだと思えます。</p> <p>・理由 参加できる中小企業の人材が足りなく限られているため、活性化のためにはインセンティブ部分のインカム収入を大きく出来れば、もっと活発に実施できるようになると考えます。</p>	<p>ダブルカウントに関しましては、取りまとめ案の16ページに記載しておりますとおり、事務的負担を考慮した上で、防止措置について検討してまいります。</p> <p>また、取引のシステム化に関しましては、取りまとめ案8ページに記載しておりますように、申請手続きや移転手続等の電子化等により手続の利便性を向上させる等、購入側もより参加しやすい制度とすることを検討してまいります。クレジットの需要拡大を図ることで、供給側の事業者にとっても参加へのインセンティブが高まると考えております。</p>

該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
34 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (3) ②ダブルカウントについて	p14 今年7/1より再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（FIT）が導入されているが、系統に流入する再生可能エネルギーの電気については新クレジット制度の対象外であることを明確にし、発電事業を通じて得られる環境価値が新クレジット制度およびFITの双方で重複的に利用されないようにする必要がある。 ・理由 固定価格買取制度では、既存設備も申請によりFITの対象となることが可能。したがって、既に両クレジット制度の対象となっている既設の再生可能エネルギー電源が、FITへの乗り換えを志向した場合、重複的に適用されるおそれがあるため、政府内で適切な対応を取られたい。	第25回国内クレジット制度認証委員会において、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象となる電気については、国内クレジットの対象とならない旨、整理をしております。 この取扱いについては、新制度においても継承される予定です。
35 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (3) ②ダブルカウントについて	p14 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象となる電気について、新クレジット制度の対象外であることを明確化したうえで、ダブルカウントの防止策を講ずる必要がある。 ・理由 低炭素社会実行計画参加者や、温対法に基づく算定・報告・公表制度対象者が創出するクレジットに加え、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象となる電気についても、ダブルカウントの防止を徹底する必要があるため。	第25回国内クレジット制度認証委員会において、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象となる電気については、国内クレジットの対象とならない旨、整理をしております。 この取扱いについては、新制度においても継承される予定です。
36 5. 新制度の構築に当たっての基本的な考え方 (3)環境価値の正確な把握と事業者の利便性のバランス ②ダブルカウントについて 3)	p14 ・現在、太陽光・燃料電池の国の補助金を利用するためには国内クレジットへの参加が義務づけられています。このため、厳密に言えば、各家庭における、これら機器の設置によるCO2削減効果はクレジット購入側へ移行することになると思います。 これまでの制度下では、ダブルカウント防止の観点からこの削減分を各家庭では主張できないような意見がありました。住宅での削減効果を主張することでダブルカウントの問題が発生することはないと思います。この事はそもそも誤解かもしれませんが、どのような場合がダブルカウントになるのか（あるいは、ならないのか）、明確に定義頂けないでしょうか。	同じ削減効果をクレジット創出側と購入側とで二重に主張（ダブルカウント）することを防ぐため、新クレジット制度においても、クレジットの創出者は当該削減効果を主張できないこととする予定ですが、ダブルカウントの問題については、わかりやすい説明となるよう留意してまいります。
37 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (3) ②ダブルカウントについて	p14 日本としての新しい目標（1990年比マイナス25%というものになるかどうかは不明であるが）において、これをどう位置づけるか？を、議論しておくべき。 新クレジット制度による削減量を、「内数」にするのか、「外数」にするのか？という点である。本来、クレジット制度は、ゼロサムであるため、内数にするなら、当該活動は日本の目標達成に資するが、地球からその分のCO2を減らすわけではない。一方、外数にするなら、日本の目標達成には寄与できないが、地球からCO2を削減できる。どちらとするかを明確化すべき。 ・理由 国際的に信頼性を確保するには、また今後の途上国内でのクレジット制度などの扱いを考える上で、この点をあいまいにしておくべきではない。また、クレジットを購入する主体にとって、これは非常に大きな意味を持つ。	2013年以降の温暖化対策については、現在、エネルギー・環境会議において、本年夏を目途に戦略をまとめられるよう検討が進められているところであり、我が国の地球温暖化対策におけるクレジット制度の位置付けについては、当該戦略の決定等を踏まえ、検討してまいります。
38 5. 新制度の構築に当たっての基本的な考え方 (3) ②ダブルカウントについて 3)	p15 クレジット創出者がクレジット分を加算する時期や方法は、当初から明確にするべきである。 ・理由 クレジットの削減効果を二重に主張することを防止するのは、公平性の観点、CSR上から重要なことであり、クレジット売買の判断に必要な条件でもあるため、当初から明確にするべきである。	算定・報告・公表制度において、クレジット創出者がクレジット分を加算する時期や方法等については、御意見を踏まえ、今後具体的に検討してまいります。

該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
39 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (4) クレジットの活用先	p17 低炭素社会実行計画と森林吸収プロジェクトもクレジットの活用先に入れるべきである。 ・理由 ①低炭素社会実行計画は自主行動計画を引き継ぐ産業界の取り組みであるため、新クレジットの活性化につながるとともに、低炭素社会実行計画のインセンティブになる。ダブルカウントについては、「クレジット創出者は、当該クレジット分は自己の排出削減とはみなさず、排出量として上乗せすることが適切」（16ページ、第2パラグラフ、7行目～）を徹底すべきである。さらに、低炭素社会実行計画は、総量、原単位、ライフサイクル等の多様な目標を選択できるため、低炭素社会実行計画の効果を足し上げる意味はない。 ②森林吸収プロジェクトは重要な取り組みであるため、新クレジットの活性化につながるとともに、森林吸収プロジェクトのインセンティブになる。ダブルカウントについては、「クレジット創出者は、当該クレジット分は自己の排出削減とはみなさず、排出量として上乗せすることが適切」（16ページ、第2パラグラフ、7行目～）を徹底すべきである。	取りまとめ案の17ページに記載しておりますとおり、低炭素社会実行計画も、新クレジット制度の活用先として想定しております。また、森林吸収プロジェクトについても、クレジット創出が可能なプロジェクトとして想定しております。 なお、御指摘のとおり、クレジット創出者が、当該クレジット分は自己の排出削減とはみなさず、排出量として上乗せすることでもダブルカウントは防止できますが、低炭素社会実行計画については、排出量に上乗せすることが実務的に困難であるため、活用先を制限することによって、ダブルカウントを防止することとしました。 また、森林吸収量についても、「5. (3) ②2) 政府の目標達成計画上の削減効果の計上」で言及しておりますとおり、京都議定書目標達成計画の後継計画において、計上可能な量がすべて目標値に含まれるなど現行の目標達成計画と同様に整理がなされるのであれば、ダブルカウントが生じないよう活用先の制限等を行う必要があります。
40 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (4) クレジットの活用先	p17 クレジットの性質により、活用先が限定されることにはかなりの混乱を招く可能性があります。文書に記載されているように、制度内にてしっかりと整理していただき、明確な理由と共に明言されることを希望します。 ・理由 実際の活用機会の際、活用者に質問されることが想定されるため	御指摘のとおり、活用先を限定することによって利用者が混乱することのないよう、それぞれのクレジットの活用先が明確になるような措置を検討してまいります。
41 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (4) クレジットの活用先	今回の制度案では、両制度における価格を含めた市場取引について、ほとんど触れられていないが、現状、国内クレジットとJ-V E Rの森林吸収源のクレジットでは取引価格には差がある（森林吸収源が高い）ため、新しい制度において、森林吸収源クレジットの価格優位性が保たれるような施策を希望したい。 ・理由 両制度ともにCO2量の抑制や削減という視点では同じではあるが、J-V E Rの森林吸収源クレジットには森林の整備にともなう国内森林の活性化、さらに森林の公益的機能の維持につながるものであり環境的価値の立場が異なると考えられる。	各クレジットの価格については、これまでの両制度と同様に相対取引で決定されていくものと考えており、購入者が自らのニーズに合ったクレジットを選択できるよう、方法論等を一覧できるような情報提供の在り方について検討を進めて参ります。
42 5. 新制度の構築に当たっての基本的な考え方 (4) クレジットの活用先	p17 制度活性化に向けて現行の活用先（低炭素社会実行計画、CSR 活動、カーボン・オフセット）を維持することとされているが、クレジットを活用した企業に対する表彰や企業名の公表（PR）などの仕組みについて検討していただきたい。 また、特にカーボン・オフセットに関して、オフセットの対象となるイベントからのCO2 排出量の目安や、CO2 排出量の簡単な自己認識のためのツールなどの情報提供を拡充していただきたい。 ・理由 クレジットを活用する企業に対し、更なるインセンティブを提示することにより制度の活性化が期待できる。 また、カーボン・オフセットの取組あたり、参考となる事例や目安になる数値があると、実際に作業を進める事業者にとって手間とコストが軽減され、カーボン・オフセットへの取組を進めやすくなることを期待できる。	環境省では、優れたカーボン・オフセットの取組を行う団体を表彰する「カーボン・オフセット大賞」を実施しているところです。御意見も踏まえ、さらなるカーボン・オフセットの活性化やクレジット活用のインセンティブが生まれる方策を検討してまいります。

該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
43 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (5) ⑤方法論及び対象プロジェクト	<p>3年という制約をはずして頂きたいと思います。</p> <p>・理由 上記のごとく手間暇かかり、CO2が廉価であるため、中小企業の創出クレジット量を勘案した場合、投資回収年数は問題にならないと思います。また、中小企業の場合は高額補助により設備更新を行っている場合も多く、“3年”がネックになります。あるいは、投資回収年数をランク分けすることによりCO2価格などに重み付けできないでしょうか。</p>	<p>一般的に、クレジット制度においては、クレジット認証がなくても当該削減事業が経済的に成り立つ場合、自主的に事業が行われるであろうという前提に基づき、追加性（クレジットの認証がない場合に当該事業が実施されないこと）を有することが要件の一つとされており、国内クレジット制度・J-VER制度とも、追加性の判断基準の一つとして、投資回収年数が3年以上、という基準を用いてきたところです。</p> <p>新制度における追加性の判断基準については、これまでの両制度との継続性も勘案しながら、検討してまいります。</p>
44 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (5) ③系統電力の排出係数について	<p>移行限界電源係数が採用において下記3点の見直しを、広く意見収集した上で決定すべきである。</p> <p>①限界電源係数0.55kg-CO2/kWhの見直し ②移行期間1～2.5年の見直し ③発電端における排出係数を受電端への変更検討</p> <p>・理由 ①の数値はH18,19年度の数値の為、現状に即した数値の確認が必要と考える。②は電源構成の変化スピードと実情が沿っていない為。③は送電ロスも加味した数値を採用すべきと考える為。</p>	<p>御指摘の点につきましては、既存の制度との継続性にも留意しつつ、検討を進めてまいります。</p>
45 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (5) ③系統電力の排出係数について	<p>取りまとめ（案）に記載のとおり、新たな制度における系統電力の排出係数に関しては、具体的な移行期間の年数や係数等について、昨今の系統側電源構成等を踏まえ、関係者の意見も取り入れて、客観性・透明性のある形で検討すべきである。</p> <p>・理由 現行制度で採用されている排出係数については、「小規模電源導入等による代替系統電力排出係数ワーキンググループ」の報告書に基づいているが、本報告書では「本方式の導入は試行であり、レビューを実施する」とされているため。</p>	<p>御指摘の点につきましては、既存の制度との継続性にも留意しつつ、検討を進めてまいります。</p>
46 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (5) ③系統電力の排出係数について	<p>① 移行限界電源方式の「移行期間」や「係数」等について検討すべきである。 ② より実態に近い削減評価ができるように、移行限界電源方式以外の方式も検討すべきである。 ③ 全電源係数に関して （ア）「調整後排出係数」は、電力会社が購入するクレジットによりCO2排出量を減じて求めた係数だが、需要側の対策効果とは無関係であるため、「調整前排出係数」とすべきである。 （イ）需要側の対策によるCO2削減量は、「発電端係数」ではなく、送電ロスを考慮した「受電端係数」を用いて算出すべきである。 （ウ）原子力や水力を含む全ての電源が同じ比率で調整を行うとは考えられない。</p>	<p>御指摘の点につきましては、既存の制度との継続性にも留意しつつ、検討を進めてまいります。</p>
47 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (5) ③系統電力の排出係数について	<p>再生可能エネルギー、分散型エネルギーの普及をより進めるために、移行限界電源方式の移行期間等の検討にあたっては、制度参加者のCO2削減効果が公正に評価される様、広く関係者の意見も聞きながら議論を進めて頂きたい。</p>	<p>御指摘の点につきましては、既存の制度との継続性にも留意しつつ、検討を進めてまいります。</p>
48 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (5) ③系統電力の排出係数について	<p>① 案の通り、移行限界電源方式の「移行期間」や「係数」等の検討をお願いしたい。 ② 検討にあたっては、広く一般に制度に関係する方の意見を集め、公平性をもった議論・決定をして頂きたい。</p> <p>・理由 「移行期間」については、2.5年で全ての電源が均等に需要変化に対応するような電源計画に移行するとは考えづらく、見直しが必要と考える。 「限界電源係数」については、データ（H18・19年分）更新の必要がある。 また、一般電気事業者（10社）のみではなく、卸電力事業者等のデータも含めるべきである。 「全電源係数」においても、電力会社が購入するクレジットは需要側の対策効果とは無関係である為、調整前係数とすべきで、また需要側での対策によるCO2削減量の算定には所内電力・送配電ロスを考慮した受電端係数を用いるべきである。</p>	<p>御指摘の点につきましては、既存の制度との継続性にも留意しつつ、検討を進めてまいります。</p>

該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
49 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (5) ③系統電力の排出係数について	p19 現在、試行的に採用されている移行限界電源方式について、本取りまとめ（案）に記載されている通り、具体的な移行期間の年数や係数等に関し、新クレジット制度の有効期間や最近の系統側電源構成等を十分に踏まえ、ステークホルダーの意見も聞きつつ、透明性のある形で検討すべきである。 ・理由 系統電力使用にかかる排出削減事業のCO2削減量の算定については、H21年8月に国内クレジット制度が移行限界電源方式を試行的に提案・導入したが、その際、国内クレジット制度の実施期間が2012年度末迄であることを理由に決定された部分が存在していた。さらに、係数の決定にあたって参照したデータが既に古くなっていることなどを踏まえれば、新クレジット制度における移行限界電源方式の適用にあたり、その具体的な移行期間の年数や係数の値などについて検討するには、東日本大震災以降の系統側電力状況を反映するとともに、新クレジット制度の有効期間なども踏まえる必要がある。 また、原発依存度低減の方向性のもと、需要家自らが行う再生可能エネルギー、省エネルギー、更には分散型エネルギーの取り組みが、今後、極めて重要な役割を担っていくこととなるため、そのような多様な主体によるエネルギーシステムへの参画が見込まれることにも配慮し、この検討プロセスに関しても、客観的なデータに基づき、ステークホルダーの意見も取り入れつつ、透明性のある形で議論されることが必要である。	御指摘の点につきましては、既存の制度との継続性にも留意しつつ、検討を進めてまいります。
50 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (5) ③系統電力の排出係数について	p19 「取りまとめ(案)」で引き続き検討する必要があるとされた「移行限界電源方式（以下、「移行方式」という）」の具体的な移行期間の年数や係数等については、下記事項について十分考慮すべきである。 ①移行方式（移行期間の年数や係数等を含む）が定められた経緯 ②移行方式が定められた2009年当時と、2013年度以降の、電源構成・電力需給等に係る状況変化 ③現行クレジット制度と新クレジット制度の差異（制度期間の長期化等） ④関係者の意向・要望 ⑤検討プロセスの透明性担保 ・理由 移行方式は、国内クレジット認証委員会の下に設置されたワーキンググループ（小規模電源導入等による代替系統電力排出係数ワーキンググループ）により、2009年に提案され、試行的に導入されたものである。また、具体的な移行期間の年数や係数等は、制度期間や当時入手可能であった各種実績値等に基づき定められたものである。 その後、約3年が経過し、東日本大震災等による大きな環境変化も生じていることから、既存の制度との継続性に留意しつつも、新制度対象期間の実態を良く反映するとともに、客観性、透明性のある議論を通じて、制度の活性化にも繋がるような係数を定めるべきである。	御指摘の点につきましては、既存の制度との継続性にも留意しつつ、検討を進めてまいります。
51 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (5) 方法論及び対象プロジェクト ③系統電力の排出係数について	p19 ・現在、国内クレジット制度においては移行限界電源方式が採用されているが、少なくとも太陽光発電は常に日中の火力発電を削減するものであり、全電源係数への移行は不要ではないでしょうか。 ・排出削減事業者の努力を適正に評価するためにも、全電源係数は発電端ではなく受電端の値とし、調整前の排出係数を採用すべきと考えます。	御指摘の点につきましては、現行制度との継続性等の観点から、引き続き移行限界電源方式を採用することが適切と考えております。ただし、移行期間の年数や係数等については、御指摘の点も踏まえながら、検討を進めてまいります。

該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
52 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (5) ③系統電力の排出係数について	p19 移行限界電源方式ではなく、限界電源方式（移行せず、全電源平均排出係数を併用しない）を採用すべきである。 ・理由 ①排出係数について、電力需給変化が起こる期間を考慮したとあるが、移行限界電源方式を採用する場合は、移行すべき根拠となる電力需給変化について、その根拠を示して合理的な説明を提示すべきである。通常、火力以外の電源での調整は難しいと考えるが、火力の調整であれば、移行限界電源方式は合理的ではない。 ②現在は、東日本大震災による原発停止の影響で、国内クレジット制度の移行限界電源方式を試行的に採用した時とは、電力供給の状況が大きく異なっている。仮に、電力需給変化があったとしても、火力発電の比率が高まる中で、引き続き移行限界電源方式を採用することは合理性に欠ける。 ③更に、エネルギー政策の見直しの中で、熱利用ができるため効率が良いとしてコージェネを増加させることになっているが、削減効果が経年により減少する移行限界電源方式ではコージェネ導入の阻害要因となる。現状で増加している火力発電所の発電量を実質的に削減する高効率な代替発電として、コージェネの削減対策は重要であり、代替分の削減効果を正に評価する必要がある。	御指摘の点につきましては、現行制度との継続性等の観点から、引き続き移行限界電源方式を採用することが適当と考えております。ただし、移行期間の年数や係数等については、御指摘の点も踏まえながら、検討を進めてまいります。
53 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (5) ③系統電力の排出係数について	p19 系統電力の排出係数については、全電源平均排出係数を用いるべきである。 ・理由 国内クレジット制度導入から一定期間が経過し、毎年の導入事業量が安定的に推移している現段階においては、本制度による電力需要の変動分を毎年の需要想定に反映することは可能であると考えられる。このことを踏まえると、系統電力の排出係数に移行限界電源方式を採用する妥当性は薄れていると考えられるため、新しい制度においては全電源平均排出係数により算定を行うべきである。	御指摘の点につきましては、現行制度との継続性等の観点から、引き続き移行限界電源方式を採用することが適当と考えております。ただし、移行期間の年数や係数等については、御指摘の点も踏まえながら、検討を進めてまいります。
54 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (6) 地方公共団体との関係	p20 地域独自クレジット等の乱立は避けるべきである。 ・理由 地域独自のCO2排出削減や吸収源対策の取組みを促進することは重要であるが、地方独自のクレジット制度に対して国の制度との整合性・同質性を要求するのであれば、国の新しいクレジット制度活用による地域の取組みを促進する形としたほうが、制度参加者にとって分かりやすい。	取りまとめ案の(6)は、現行の都道府県J-VER制度のように、地域における認証等を認めるものの、認証されたクレジットが国の制度への活用が想定されることから、国の制度との整合性・同質性を国が確認できる体制を構築すべきとしているものです。それ以外の地域独自のクレジット制度については、国によるクレジット制度とは別個のものであり、制度相互の整合性を図ることは将来的な課題としております。
55 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (9) 移行措置	p22 移行措置はしっかりと行って頂きたいと思っております。 ・理由 すでに取り組んでいる企業が不利にならないように移行措置については、ご配慮願います。	御指摘のとおり、移行措置については、現行の両制度に参加している事業者の方々が不利益を被ることなく、極力手続上の負担も生じないような措置となるよう検討を進めてまいります。
56 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (9) 移行措置	p22 移行期間におけるプロジェクトの開発に当たっては、現状の検討内容を踏まえると、現行制度と新制度の間に開発コストの差異が生まれることになると考えられます。その際に対するフォローについても検討していただくと幸いです。 ・理由 移行期間における制度参加の障壁となることが考えられるため。	基本的には、2013年4月からは新制度に移行することとしておりますが、方法論の整備について移行期間を設ける必要が生じた場合には、参加事業者の不利益にならないような措置を検討してまいります。
57 5. 新制度構築に当たっての基本的な考え方 (9) 移行措置	p22 クレジットの有効期間の設定については、より慎重に検討すべき ・理由 現行J-VER制度には有効期限が無いため	クレジットの有効期間については、事業者の利益と予見可能性の確保、制度としてわかりやすさから2020年度までとすることが適当であると考えております。

該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
58 全体	<p>制度や仕組みが一般の人にわかりやすいパンフやガイドブック、事例集を作ってください。また、普及啓発、広報に力を入れてください。</p> <p>・理由 説明に苦勞するためです。</p>	御意見を踏まえ、新制度の普及啓発、広報に努めてまいります。
59 全体	<p>P1 “クレジット”という名称を変更して頂きたいと思ひます。</p> <p>・理由 一般の人がクレジットと聞くと、まず、クレジットカード、クレジット会社、ローン、消費者金融など、とっさに警戒するような事を想像するようです。地球温暖化防止を真っ先に頭に思い描く人はまずいないと思ひます。</p>	制度の名称については、これまでの両制度との継続性や海外の制度との整合性も考慮しながら今後検討してまいります。
60 全体	<p>新制度は、誰のために、何を実現するための制度なのかという、温暖化対策としての位置付けが欠如している。それがなければ、需要が生まれぬ。このことが「在り方」ではないのか。新制度の方針／目的／目標などを明らかにし、2013年以降の温暖化対策としての位置づけを、新制度の在り方として明記すべき。</p> <p>・理由 検討会での議論内容や結果としての取りまとめ案は、新制度の目的がはっきりしないまま進められ、着地点を見据えた議論が行われていなかった。</p>	新制度は、国内における排出削減対策・吸収源対策を推進することを目的としており、この点は、「2. 2013年以降のクレジット制度についての基本的な視点」として言及してあります。
61 全体	<p>・事業者に必要なインセンティブが与えられていない。 ・あくまでもCSR目的のボランティアな取り組み（強制力がなさすぎる）である ・制度のわかりにくさ、価格の不透明さからクレジット創出に関わろうとする事業者（取引参加者）が育たない。 こうした背景ゆえに、流動性が低く、市場があるとは言えない状況と思ひます。その為以下の提案をさせていただきます。（流動性が上がれば是非参加したいのに、現状参加するメリットがないという総合商社等の声を度々聞きます） ①まず、経団連自主行動計画もボランティアで有りながら電事連等にとって目標達成は義務に近いものがあります。今から同レベルの制度設計をする（義務を課す）ことは難しいので、年に1度程度、取組状況に対するアンケートを実施し、（可能であれば採点基準を設けて点数をつけ、）回答結果を公開する等で多くの企業に制度参加を促すことが考えられます（CDPのイメージ） ②売手にインセンティブを与える為には、クレジット価格の透明性が重要です。いくつかの事業タイプに分けて、価格を別にするとも考えられます（森林期限クレジット：**円、再生可能エネ系クレジット：**円等）</p> <p>・理由 ②の理由：EU ETSでは、CER価格とGreen CER（2013年5月以降もEU ETSで取引可能なもの）価格を区別して取引しています。これらタイプ別のクレジット価格が一元化されたポータルサイトでいつでも参照でき、事業開発のマニュアル（方法論、PDD等）もそこから入手できるなどすることにより、分かりやすさが増し→インセンティブが働く→取引が活発になる→価格が安定する→市場参加者が更に増える という層状効果を生むと考えます。 弊社は二国間クレジット制度の方法論構築、EU ETSを含む各国排出権取引制度動向調査を行っておりますため、それら業務から明らかになった課題を踏まえての意見でございます。以上、宜しくお願ひ致します。</p>	御意見を参考にさせていただきながら、クレジットの購入インセンティブが生まれるような方策を検討してまいります。また、事業タイプ毎に価格を別にするにつきましては、取りまとめ案の17ページに記載してありますとおり、今後取引規模が大きくなった際には、ご指摘の点も参考にしながら、更なる措置を必要とするか否かについても検討してまいります。
62 全体	クレジットの創出は、温室効果ガス排出の削減につながります。そして、それによる利益は、国民全体に及びます。したがって、クレジットの需要を民間のみに頼るのではなく、創出されたクレジットのうちある程度の量を国等が買い取ることにすべきだと思ひます。もっとも、国等が買い取ったクレジットの分温室効果ガスを排出するのは、妥当でなく、国等が買い取ったクレジットは、そのまま行使せず国全体の温室効果ガス排出の削減とすべきだと思ひます。	我が国におけるクレジット制度は、クレジットを介して資金が市場で還流することで、国内における温室効果ガスの削減・吸収を推進することを目的とした制度であるため、まずは民間での需要拡大を検討することが重要だと考えてあります。

該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
63 全体	<p>従来のカーボンマネージメントは会計屋さんの利権として始まったことが問題を複雑化してきた訳です。 おまけに環境という言葉はふわふわしたイメージで定量的でないために資格を与えて雇用を生むとか、企業間取引に使うというモデルが浸透してこなかった訳です。 私は20年前に省エネナビ（省エネルギーセンターが小中学生の環境教育目的に制作）の設計に関わり、15年前には【建物まるごとナビ】を設計してCO2の見える化センターを立ち上げて、公共施設の省エネ化・創エネの導入をしてきました。 今後の国内排出量取引を積極的に進めるには官庁が自社ビルをゼロエネルギー化し、自治体は公共施設からの総排出量を住民に配信して【見える化】することが先決だと思います。 そして、家庭から省エネナビを用いて削減したCO2は自治体が高値で買い取り、都が買い上げる。あるいは国が買い上げるモデルが一番費用対効果の高い省エネであり、正しい税金の使い方であると思われまます。 都の外郭団体や自治体の第3セクターが目指す省エネ・新エネは削減に対する認識が甘く、どうしても長続きシナイ事が全国の温暖化防止センターの動きから見ても明白です。（役人が無料の省エネ診断をすること自体が間違っています） ※省エネ診断はきちんと資格をもった人間がやって初めて費用対効果をあげるもので、役人は障害者雇用とかコスト削減を本気でやらねば減給するような政策を進めて欲しいと考える次第です。 したがって、電力会社の付属になっている電気保安協会に排出量取引に参入させるとか、大手スーパーグループに削減量を購入してもらおうようなモデルを創り、住民全員参加で省エネに参加した家庭が得するシステムを自治体が構築すれば良い のです。広島市が昨年度、1000件限定で削減した電力・ガスで1kwh当たり、5円で買い取ったところ、殺到した実績があるので、ここは自治体に買い取りを義務付けさせるのが一番の早道です。 そのために必要な事が【省庁対抗省エネ合戦・自治体対抗省エネ合戦】であり、大学対抗省エネ合戦が始まろうとしている現在、内閣府は音頭を取って進めるべきであると判断される。【まず隗より始めよ！】</p>	<p>最後の御提案につきましては、新クレジット制度と直接には関連しないため、回答は差し控えさせていただきますが、住民参加という点では、現行の国内クレジット制度においては、一般家庭にも削減事業者として参加していただけるプログラム型の取組も行っております。 御指摘のような点も参考にさせていただきながら、新制度の設計を検討してまいります。</p>
64 全体	<p>質問になってしまいますが、JVETS（自主参加型国内排出量取引制度）との関係はどのようにお考えでしょうか？ また、気候変動対策認証センターの行っているカーボン・オフセット認証制度との関係はどのようにお考えでしょうか？</p>	<p>JVETSについては、新クレジット制度の下で創出されるクレジットの活用先としては想定しておりません。 カーボン・オフセット制度（旧カーボン・オフセット認証制度）については、今後、新クレジット制度の下で創出されるクレジットも、カーボン・オフセット制度に活用できるクレジットの一つになるものと考えております。</p>
65 全体	<p>制度として、財政的に「自立できる」ものとすべき。 制度運営にあたっての公的資金投入は必要であろうが、排出削減量の小さな活動に対するバリデーション費用などへの「補助金」が大きく、結果として、その補助金相当の金額を直接削減活動に用いた方が、はるかに効果的にCO2削減が可能となるケースが多いようである。すなわち 削減コスト < 制度運用のコスト であり、これでは、事業仕分けの対象となってもおかしくない。きちんとCDMの制度の特徴を理解している専門家の意見を取りいれ(委員にCDMの実際を知っている専門家や審査の専門家が一人もいない)、抜本的に再構築を行わなければ、いつまでたっても「大量の補助金がなければ機能しない仕組み」に終わる。 ・理由 制度初期にそのような傾向があっても仕方がないが、すでにその段階ではない。きちんと現状をアセスし、たとえば年間200トン規模の削減プロジェクトであっても、きちんと回っていくように制度設計をしないといけない。BOCMの場合には、CDMの課題をなんとかオーバーカムしようとする試みがあるが、国内クレジットもJ-VERも、CDMを踏襲した仕組みに過ぎない。制度構築にかなり抜本的なメスを入れなければ、CDMのような「自立できる」制度になりえないであろう。ちなみに、CDMの場合には、年間1万トン程度規模でなければ、各種費用負担に耐えてCDMの仕組みには乗らない。なお、インセンティブを与えることが最重要目的であるなら、この意見はあたらない。ただ、CO2削減促進のための制度であるなら、これを機会に根本から考え直す必要がある。私自身、CDMの専門家として、Simplifyしつつ信頼性を確保する改善方法を、多数考えることができる。すくなくとも、きちんと現状を評価すべきである。</p>	<p>参加事業者は中小企業が多いことから、クレジット創出に係る支援策は引き続き重要と考えておりますが、御指摘の点も踏まえながら、具体的な制度設計を検討してまいります。</p>